

1 県育成事業を活用した集落営農組織の法人化に伴う農地集積

[青森市左堰地区 農事組合法人左堰]

1 地区の概要

左堰地区は、水田中心の農業地域で、高齢化や後継者不足で、農地の維持が懸念。

2 法人化への経緯

- (1) 地区では、左堰営農組合を平成18年11月に設立し、平成26年7月には法人設立準備委員会を立ち上げ。この間、役員内における法人化に向けた意思統一に最も時間を要し、役員個人の利害調整を図るため、幾度も話し合いを重ねた結果、地域農業を守ることで意思統一し、その後の法人への参加と手続きが順調に進められた。
- (2) 平成27年度に県の「地域農業構造改革先進モデル育成事業」の対象地区に設定。事業の後押しで部門別収支や消費税のシミュレーション、出資金、従事分量配当、法人への資産の引継、地域集積協力金の受け皿等について具体的に検討。
- (3) その結果、平成27年11月11日に青森市内で3番目の集落営農法人として22名で「農事組合法人左堰」を設立。





3 農地の集積結果

県の育成事業を通じ農地中間管理事業を活用して、27年度中に51.8haを集積。

人・農地プランのエリア名	後潟地区(左堰)
地域内の農地面積 (A)	150 ha
農地集積面積 (機構利用) (B)	51.8 ha
貸付率 (B/A)	34.5 %

4 今後の取組

今後は主食用米、飼料用米、そばを組み合わせさせた法人経営を展開予定。

凡例	
	個別の担い手が利用する農地
	法人が借り受けた農地
	地域の外縁
	人・農地プランの外縁

